

〇仙台市公園愛護協力会要綱

昭和62年5月30日
建設局長 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、公園を市民が快適に利用できるように、仙台市と公園周辺の地域住民が協力して、公園愛護の精神を普及し、又、公園管理が適正に、行われることを目的とする。

(定義)

第2条 公園愛護協力会(以下「協力会」という。)は第1条の目的を達成するため、仙台市の都市公園を対象として設立される会で、この要綱に適合するものをいう。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 仙台市公園愛護協力会連合会 市内の全協力会で組織される第1条の目的達成のために結成される連合組織。(以下「連合会」という。)
- (2) 公園愛護協力会支部 市内各区を対象地域として当該区内の協力会で組織される第1条の目的達成のために結成される連合組織。(以下「支部」という。)

(協力会の構成)

第3条 協力会は公園周辺の地域住民をもって構成することを原則とするが、必ずしも町内会、婦人会、子供会等の組織のみで構成する必要はないものとする。

ただし、協力会を設立しようとするものが団体でないときは、5人以上の賛同者があることとする。

(協力会の数)

第4条 協力会の数は1公園につき1協力会とする。

(協力会の名称)

第5条 協力会の名称は当該公園名を用いるものとする。

(協力会の活動内容)

第6条 第1条の目的を達成するために、協力会は次の活動を行うものとする。

- (1) 公園愛護思想の普及
- (2) 遊具等公園施設の利用についての指導
- (3) 公園の除草清掃と樹木、遊具等の愛護
- (4) 公園施設等の点検連絡
- (5) その他協力会の目的達成のために必要な活動

(協力会設立の届出)

第7条 協力会を設立しようとする代表者は、公園愛護協力会設立届(第1号様式)及び公園愛護協力会役員名簿(第2号様式)、公園愛護協力会活動計画書(別紙様式1)、公園愛護協力会報償金振込口座届(別紙様式2)、協力会会則を区長に届け出るものとする。

(受理の通知)

第8条 区長は第7条の届出等の内容を審査して適当と認めるときは受理した旨を公園愛護協力会設立届受理書(第3号様式)により通知するものとする。

(協力会設立の時期)

第9条 協力会は第8条の通知をした日に設立したものとみなす。

(連合会及び各区支部への加入)

第10条 協力は第8条の通知をした日をもって連合会及び各区支部に加入するものとする。

(協力の役員)

第11条 協力には会長、副会長、会計をおく。

(協力の提出書類)

第12条 会長は毎年度、公園愛護協力会活動計画書(第4号様式)、公園愛護協力会役員名簿(第2号様式)、公園愛護協力会報償金振込口座届(別紙様式2)、公園愛護協力会活動実績報告書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

(協力の届け出事項)

第13条 会長は次の各号の一に該当するときは、区長にその旨届け出るものとする。

(1) 協力を解散しようとするとき (公園愛護協力会解散届 第6号様式)

(2) 協力会会則を変更したとき (公園愛護協力会会則変更届 第7号様式)

(3) 会長を変更したとき (公園愛護協力会会長変更届 第8号様式)

(4) 口座を変更したとき (公園愛護協力会報償金振込口座届 別紙様式2)

(実績報告等)

第14条 愛護活動に伴う区長への報告届出等は、管轄区役所建設部公園課を窓口として行うものとする。

(愛護活動への指導及び援助)

第15条 区長は愛護活動に関し、必要な指導及び援助をすることができる。

(雑別)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度建設局長が定める。

(附則) この要綱は昭和62年6月1日から施行する。

この要綱は平成元年5月15日から施行する。

この要綱は平成2年4月1日から施行する。

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

この要綱は平成16年8月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年2月1日から施行する。

(別紙様式 1)

公園愛護協力会活動計画書

月別	活動内容 (予定)	活動回数 (予定)	参加人員 (予定)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

(別紙様式 2)

公園愛護協力会報償金振込口座届

1・新規 2・継続 3・変更 (上記いずれかに○をつけてください。)									
金融機関名									
支店名									
貯金種目	1. 普通貯金 2. 当座貯金	口座番号							
口座名義	フリガナ								

※口座名義およびカナが 25 文字を越える場合、全部が表示されませんがご容赦願います。

※口座を**変更**する場合や**新規**の場合は、通帳の表紙（口座名義人、口座番号、金融機関名が確認できるページ）の写しを添付願います。

※公園愛護協力会と団体名や会長名が異なる口座名義の場合は次の委任状にご記入をお願いします。なお、団体名が異なる場合は、任意の申出書を添付願います。

委任状	
当会の仙台市公園愛護協力会報償金の受領について、その一切を	
(上記口座名義人)	
住所	_____
氏名	_____ に委任いたします。
	年 月 日
愛護協力会名称	_____公園愛護協力会
住所	_____
会長	_____
氏名	_____ 印

(第2号様式)

____年度____公園愛護協力会役員名簿

役職名	氏名	郵便番号	住所	電話番号
会長			仙台市 区	
副会長				
会計				

○会長、副会長、会計の3役は、必ずご記入ください。

公園愛護協力会を構成する町内会、子供会等の名称及び会員数

_____名
_____名
_____名
_____名

(第3号様式)

公園愛護協力会設立届受理通知書

年 月 日

_____公園愛護協力会長 様

区 長

年 月 日付の公園愛護協力会設立届を受理いたしました。

_____公園の愛護活動をよろしくお願いたします。

記

1 愛護活動に関する連絡先 _____区建設部公園課

電話 _____

(第4号様式)

年度公園愛護協力会活動計画書

年 月 日

(あて先) 仙台市 区長

公園愛護協力会長

住 所

電話番号

下記のとおり当公園愛護協力会の活動計画を提出します。

記

月別	活動内容 (予定)	活動回数 (予定)	参加人員 (予定)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

(第5号様式)

年度公園愛護協力会実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市 区長

公園愛護協力会長

住 所

電話番号

下記のとおり当公園愛護協力会の活動実績を報告します。

記

月別	活動内容	活動回数	参加人員
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

添付資料 別紙様式3 活動状況写真

(別紙様式3)

____年度公園愛護活動状況写真

写真添付場所

年 月 日 活動状況写真

写真添付場所

年 月 日 活動状況写真

(第6号様式)

公園愛護協力会解散届

年 月 日

(あて先) 仙台市 区長

公園愛護協力会長 印

(直筆の場合は押印不要)

住 所

電話番号

下記理由により解散したいので、仙台市公園愛護協力会要綱第13条(1)の規定に基づきお届けします。

記

1 解散理由

(第7号様式)

公園愛護協力会会則変更届

年 月 日

(あて先) 仙台市 区長

公園愛護協力会長

住 所

電話番号

別紙のとおり会則を変更したいので、仙台市公園愛護協力会要綱第13条(2)の規定に基づきお届けします。

記

- 1 添付資料 旧会則及び、新会則
- 2 変更理由

(第8号様式)

公園愛護協力会長変更届

年 月 日

(あて先) 仙台市 区長

公園愛護協力会長 印

(直筆の場合は押印不要)

住 所 _____

電話番号 _____

下記のとおり会長を変更したいので、仙台市公園愛護協力会要綱第13条(3)の規定に基づきお届けします。

記

1 新会長

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

2 変更理由

3 添付資料

別紙様式2「公園愛護協力会報償金振込口座届」

(第9号様式)

仙台市_____公園愛護協力会会則

(名称)

第1条 この会は、仙台市_____公園愛護協力会（以下「協力会」という。）という。

(目的)

第2条 協力会は_____公園の維持管理に協力し、会員相互の親睦融和をはかりもって、地域福祉の向上発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 協力会の会員は前条の趣旨に賛同する町内会、婦人会、老人クラブ、子供会等の会員をもって組織する。

(協力会の活動内容)

第4条 協力会は目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 公園愛護思想の普及。
- (2) 遊具等公園施設の利用についての指導。
- (3) 公園の除草清掃と樹木、遊具等の愛護。
- (4) 公園施設等の点検連絡。
- (5) その他協力会の目的達成のために必要な活動。

(役員)

第5条 協力会には会長、副会長、会計をおく。会長は会を統括する。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第7条 協力会の経費は協力会報償金及び寄付金をもってあてる。

(附則) この会則は、 年 月 日から実施する。